

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和5年12月12日（火）
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前9時30分
休憩 午前10時43分から午前10時49分
- 4 閉会時刻 午前11時2分

- 5 出席者
- | | | | |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 松浦昌巳 | 副委員長 | 松本 均 |
| 委員 | 草賀章吉 | 委員 | 山本行男 |
| | | 〃 | 窪野愛子 |
| 〃 | 寺田幸弘 | 〃 | 勝川志保子 |
| 〃 | 鈴木久裕 | 〃 | 富田まゆみ |
| 〃 | 藤原正光 | 〃 | 藤澤恭子 |
| 〃 | 嶺岡慎悟 | 〃 | 大井 正 |
| 〃 | 橋本勝弘 | 〃 | 安田 彰 |
| 〃 | 石川紀子 | 〃 | 山田浩司 |
| 〃 | 高橋篤仁 | 〃 | 鷺山記世 |

(欠席 二村禮一委員)

事務局 議事調査係 萩田匡伸

6 審査事項

- 議案第101号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第102号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第103号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第104号 令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第105号 令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第106号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第107号 令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第108号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第109号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第110号 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第111号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第112号 掛川市特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部改正について
- 議案第113号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第114号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議案第115号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
改正について
- 議案第117号 掛川市・菊川市衛生施設組合格約の変更について
- 議案第118号 財産の減額貸付について
- 議案第119号 財産の処分について
- 議案第122号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第123号 掛川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第124号 反訴の提起について
- 議案第125号 財産の減額貸付けについて

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年12月12日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

7 会議の概要

令和5年12月12日（火）午前9時30分から、全員協議会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 審査事項

①議案第101号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について

〔分科会報告 9:30～9:40〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第101号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、第12款 公債費について、委員から、長期債償還元金について、8,300万円返済すると辺地債を使って新たな事業ができるが、その辺りの財政課としての議論について質疑があり、当局から、今回の繰り上げ償還分については、今後、6,700万円ほどの普通交付税が措置される見込みであったが、施設の更新費用等を考えると、今のタイミングで譲渡することは妥当と考える、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、財政管理費と長期債償還元金については、私は、ならここの里そのものの廃止に反対なので、これについては、反対ですとの意見が出され、

他の委員から、今、統計的にはキャンプ人気に陰りがでてきているという状況の中で、今回、この判断をすることは妥当なところであると思うとの意見が出されました。委員から、その前に、中山間地域の振興の拠点としての役割としてどうだったのか。それは行政が担うべきなのか、今までできてきたのかということについては、疑問であるとの意見が出され、他の委員から、ならここの里を中山間地域の振興にというものは、美辞麗句である。ならここの里の経営を考えると、民間譲渡するというのは、地域の方が、もう全部賛成をしてきている話なので、もっと早い段階で言わないといけないのではないか、との意見が出されました。以上で討議を終結し、当分科会に分割送付されました、議案第101号の原案は「賛成多数にて、妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告いたします。

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第101号について、文教厚生分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明ののち、質疑を求めたところ、歳出中、第3款 民生費について、委員から、総合福祉センター運営費及び福祉施設等運営費等助成費について、総合福祉センター運営費や福祉施設等運営費の電気代などは令和3年度から5年度に何%の上昇があり、その分補填しているのは何%か。また、補填の計算方法は全て同じか。との質疑があり、当局から、総合福祉センターの物価高騰によるエネルギー価格は、令和3年度から5年度で約10%上昇し、そのうちの5%を補填するのが今回の補正である。補填の計算方法は、全て同じである。また、福祉施設等については、指定管理に関係なく、福祉課では障害者関連の施設が、福祉サービスの事業ができるよう要綱が定められており、それに基づき、入所系・通所系については、2,000円、訪問・相談系については、一事業所あたり15,000円分の半年分を計算し、今回は1年分を出した。

との答弁がありました。続いて委員から、福祉施設等運営費等助成費について、国庫支出金が410万円、一般財源が186万2千円であるが、国と一般財源の負担割合がある制度なのか。との質疑があり、当局から この物価高騰交付金は、補助率10分の10の交付金である。国から示された交付金限度額の残額は、この補正を迎える前で3,577万2千円。こちらを今回の指定管理者の支援金と福祉施設等などの支援金に活用したため、事業費に対する充当率は、結果的に68パーセントとなり、一般財源が発生している。との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、指定管理者に対しての物価高騰対策、特に電気代の高騰に対する市の支援は非常に大切である。コロナで大変な中、電気代や物価の高騰が重なり、いろいろな施設経営が厳しくなっていると思う。公設である施設は、本来、電気代が上がれば市が全額負担するが、指定管理だから5%は各施設で負担していくというのはどうかと思う。今回、交付金の残りをすべて使い切り、足りない部分は市費でもつ割振りをするという説明だったが、指定管理に対してはもっと補填すべきではないかと思う。との意見が出され、他の委員から、指定管理者の今回の補填については、今後、所管を超えて、全体で考え

ていかなければならないと思う。との意見が出されました。続いて他の委員から、委員のみなさんが言われるとおりであり、庁内でもそういう意見があったと思う。しかし、限られた財源のなかで計算した結果、現実的にこの補正になったことについては理解ができる。との意見が出されました。以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました、議案第 101号の原案は、賛成多数で妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第 101号について、環境産業 分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

はじめに、協働環境部長より、今回の補正における人件費について、一括して説明を受けた後、各担当課から、それぞれ説明を受け、審査に入りました。人件費については、質疑なく、第 2 款 総務費について、委員から、地区まちづくり協議会活動支援費について、当初予算で 470 万円余を見込み、今回、東山地区の浄化槽について増額するという説明だが、当初予算では何を見込んでいたのか伺う、との質疑があり、当局から、中央小地域生涯学習センターの壁の塗り替え工事、和田岡地域生涯学習センターの雨漏り修繕などを予定していた。これは、今後の長寿命化をめざす中で、適正な保安全管理を目的に 5 年計画をつくっており、それに基づいて、当初予算は要求した。今回の東山地域生涯学習センターの浄化槽の亀裂は、埋設物で経年劣化による状態を確認できないことから、浄化槽の保守点検の中で漏水を確認した。周辺への汚水の滲出が懸念されるので緊急的に修繕を行うものである、との答弁がありました。つづいて、第 6 款 農林水産業費について、委員から、イノシシ等有害鳥獣駆除事業費について、補正額自体は約倍になっているものの、有害鳥獣の頭数的には倍ではないが、処理費が上がっている問題も加味しているのか、あるいは、焼却費の高い種類の有害鳥獣が多かったのか、との質疑があり、当局から、そのとおりである。鹿などの大型の動物を焼却する場合にはかなり高額になる。本年度に入り、猟友会と毎週情報交換している中で、会長から鹿など大型のものがすごく増えているとの話があった。イノシシも当然いて、焼却の費用がかなり高額になるので、その必要とされる金額を見越している。今年は、猟友会でも予想がつかないとのことで、これまでにない伸び率を見せている。豚コレラ、いわゆる豚熱に伴うワクチンを以前撒いたということがあり、豚熱にかからないイノシシが増えている。動物たちがかなり移動していて、掛川市内の山間部に多く入り込んでいるのではないかという話も猟友会から聞いており、今後まだ増える可能性もある、との答弁がありました。第 4 款 衛生費、第 7 款 商工費 および、第 8 款 土木費については、質疑なく、つづいて、第 10 款 教育費について、委員から、スポーツ施設等管理運営費のうち、光熱費高騰対策の対象が 13 施設中 11 施設という説明であったが、残りの 2 施設については大丈夫ということか、との質疑があり、当局から、実際には対象の施設だが、算出した金額が影響のないものであった。令和 3 年度の値を基準として算定し、令和 5 年度の方が値が低かった、光熱費高騰の影響が出ていない 2 施設を除外した、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に分割送付されました、議案第 101号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業 分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 9:40~9:54〕

○勝川志保子委員

反対の立場で討論させていただきます。

一点目。去年も同じ事を言っているのですが、電気代等の高騰に対する補填の部分が、指定管理者の部分が 10%上がっている。令和 3 年から 10%上がっているうちの 5%は自分たちで何とかしなさいよということで、それ以上になっている、要するに半分ですよ。半分の額の補填しかされていないということが、公共施設を住民サービスとして本当に密着していたり、文化・スポーツ施設であったり、ホールであったり、大切な福祉施設であったり、色々な私たち住民の福祉の増進のために必要な施設でありながら、その部分が指定管理制度だということで補填が半分になるというのはどうし

ても納得がいかない。

そういう契約になっていると言っても、長期的に本当にボーナスが出なかったとか、人員削減したとか、色々なことをやりながら、5年間とかの委託でやっている訳ですから、それを飲み込まなくてはいけないという状態になっている施設に対して、このやり方はいけないのではないかと。

二点目。人件費の部分で、この後出てきている期末手当の引上げに対して、教育長といった特別職と議員のところは、今、人勧の勧告をそのままスライドしてあげるべきではないと考えている。その部分が補正に盛り込まれているので反対です。

三点目。ならここの里の民間譲渡の問題です。これについては、会派としても民間譲渡には反対の立場をとっています。これに係る補正があるので、反対です。

おおまかにいってその三点の理由でこの補正予算には反対したいと思っています

残念ながら、補足質疑ができなかったのも、本当はもっときちんと今言った観点、私たちがこれはどうなのかと思っている観点での討議、審議がされる必要があるのではないかと考えている。理事会に補足質疑を出していたけど、なしとなったその質疑について、皆さんに見ていただけたらと思っています。

○鈴木久裕委員

ならここの里の譲渡に関する予算の部分のみ、反対する。

考え方ですが、数年前、もともとは公共施設の総合管理計画の中で、25%、とにかく床面積を減らそうと、その中でできる所からやろうということが発端かと思います。

令和2年度に環境産業委員会で公共施設のあり方を少しやったときに、シートピアは仕方がないだろうと、仕方ないだろうというか、当局が判断したから速やかに。存続にしても廃止にしてもどちらにしても、判断したら速やかに手を打てよということであれしましたが、ならここの里、このときは温泉だけの言及でしたが、来客が多くなるようにインフラ、道路の整備とかをしっかりとくださいよと。それから料金体系も柔軟に対応できるようにしてくださいよということで、議会としてならここは市営を前提とした意見書を出している。

おとし、私どもは指定管理を5年から売る準備をするので2年にと言ったときも、今までで通り5年でということを出して、それは付帯決議を認められておりませんで、今に至っています。そういった流れもあり、そのの所は皆さんの判断に入っていないですけど、令和2年度議会としての政策提言。議会として出したということですから、そこは皆さんしっかり考えなくてはいけないと思う。

先程の分科会報告にもあったが、今までどういう議論をしてきたかと言うことが、そんな今更というようなご発言をした委員もありましたが、結局、議決というのは非常に、この仕組みは仕組みなので、本当に実際にならないと議案は出てこない。

仮に、2年前に色んな準備を前提として、廃止を前提として、2年後を目途に施行するという、諸要件が整った場合にだけ施行する、成立するというような条件を出した条例案がその時点で出されていけば、皆さん最初の段階でもっと議論ができたかなと。

今の議会の議決の仕組み上、本当に直前にならないと出てこないというのは仕方ない訳です。今更言っても仕方ないということではなく、今まで反対だった人はずっと反対すれば良かったし、私はずっと反対してきたから引きつづき反対します。

総務分科会の議論の中で、売るんだったら今だよという議論が、行政による中山間地域振興の拠点というのを、まずは民間譲渡してしまうという前提で売るのだったら今だよというね。

一番根本は、ならここの里を中山間地域の拠点として、行政が責任をもって運営していくべきかどうかということですので、そんなものはいらぬから放棄すればいいということであればそれはそれで皆さんそうなのかもしれませんが、私はそこは引き続き行政がしっかりと責任をもって、地域と話をしながら、指定管理者とも話をしながらということが今まで足りなかったと思うので、それを反省する事によって今引き続きやっていけばいいやっっていけばいいと思うので、その部分を反対します。

○嶺岡慎悟委員

私は賛成の立場です。

ならここは、売る時は今だと分科会の中でも発言をした。公共施設マネジメントをつなげると、そこは反論があるかもしれませんが、横須賀幼稚園の問題とか、和田団地を売りに出している問題。私は城東地区の人間ですが、今、公共施設は色んな課題を抱えて、その跡地の問題も非常に抱えています。

その中で、今回、ならここに関しては、市が土地を持ったまま建物をということでは話が進んでいると言うことは、そういう意味では公共がこれから携わるという意味ではいい部分かなと思います。他の公共施設に関しては土地も全て売ろうとしている中で、今ある私の地元でもそれを売ったことによって、今後その後の転売はどうなるんだと非常に心配する声を受けています。土地をそのまま公共施設だからと言って売ってしまうことに対して、大きな課題だと非常に感じている中で、ならここに関してはその判断をされたということは、非常に良いことだと思う。

今後色々な課題が出てくる可能性はあるが、民間活用して、より充実したものになるということを期待していますので、賛成したい。

また、指定管理については、おっしゃることは分かりますが、指定管理なのでもともと利益を求めているなかったり、利用料自体が決まっている中で限界があるかと思うが、契約を結んでいるのでそこは粛々とやるしかないかなと思う。

○寺田幸弘委員

賛成の立場です。

先程、人勧についての話がありましたが、人勧を否定するということは、公務員の労働三権を制限している中で、人事院勧告をするわけです。それをそのままスライドすべきではないということですけど、人事院勧告の制度そのものを否定することになると思う。

〔「そんなこと言ってない」と発言あり〕

スライドすべきではないという話でしたので、そういうことにつながると思います。基本的には、人勧に準じて公務員の予算は決まってくると思う。

指定管理については、契約の中で、今回の補正については文教の中でもありましたけど、本来ならば、契約どおりですが、逼迫しているなかで補填をしていくということに踏み込んだと言うことで、5%であるが、財政の中でやり繰りしていたと思いますので賛成です。

○鈴木久裕委員

人勧部分について、賛成ですが、今のは理論的に違うと思う。

人勧はあくまで一般職の職員です。特別職は適用されない。共産党議員団が出した反対の視点の適用されないというのは確かだけど、今まで国も県も他の市町村も全部ずっとやっていた。今、掛川がそれをやめたとしたら、次からどういう基準でやっていくのかという明確な視点が全然見えないので、そこから先迷走してしまう。独自の基準を持たない我々は、これからどうやって決め行くのかということを考えて、そこはお手盛りではないかという考え方・見方はあるかもしれないけど、この先迷走して良いのかということを見ると、今、そちらの党の上部ではそういう方針になっているのかもしれないけど、今後どうするのかと考えた時には非常に大きな問題を抱えることになるので、私は賛成です。

〔採決〕

議案第101号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について

賛成多数で原案は可決

②議案第102号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

〔分科会報告 9:55～9:56〕

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第102号について、文教厚生分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明ののち、質疑を求めたところ、歳出中、第3款 民生費について、委員から、県の支出金であり、市が支出すわけではないがシステム改修に費用がこれだけかかっても、一人当たりの減額は微々たるもので全体として、システム改修の金額に及ばない中でシステム改修をすることについてどう思っているのか。との質疑があり、当局から、確かにそういったことも考えられるが、システム改修は、対象数で金額が出るのではなく、システムを改修する作業量によって積算される。システムを改修しておかないと、誤りのもとになったりするため、お金をかけてしっかりと改修していく。との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、減免に反対しているわけではないが、システム改修に多額の金額を要しているが、支援の額は少額になっている、そう

いう状況に疑問をもち、子育て家庭等にもっとしっかりとした減免をなんとかならないのか、との意見が出されました。以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第102号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 9:56~9:58〕

○勝川志保子委員

賛成の立場です。分科会報告の中でまとめ切れていない部分があるので、補足しながら賛成したい。50万円くらいの保険料を年間払っている家庭において、この減免は2万円にもならない。国保の出産一時金が、出産時の減免があるからと大々的に言っているのには、とても及ばないような額しか入っていない。そこが、市としてももっと考えては欲しい。いろいろな減免をしているまちがあり、国保の法定外繰り入れを行っているまちあるので、子育て家庭の減免もっとなんとかならないかということを考えていただきたいという思いも込めて、今回の減免が悪いということではないので賛成します。

〔採決〕
議案第102号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決

③議案第103号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

〔分科会報告9:59~9:59〕

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第103号について、文教厚生分科会の審査の概要を、ご報告いたします。当局説明ののち、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第103号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕
議案第103号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決

④議案第104号 令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

〔分科会報告 10:00~10:00〕

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第104号について、文教厚生分科会の審査の概要を、ご報告いたします。
当局説明ののち、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第104号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕
議案第104号 令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決

⑤議案第105号 令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について

〔分科会報告 10:01~10:02〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第105号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。
当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第105号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕
議案第105号 令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決

⑥議案第106号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について

〔分科会報告 10:02~10:03〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第106号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。
当局説明ののち、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第106号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕
議案第106号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決

⑦議案第107号 令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

〔分科会報告 10:04~10:04〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第107号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第107号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。◎

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕
議案第107号 令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について
全会一致で原案は可決

⑧議案第108号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

〔分科会報告 10:05~10:05〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第108号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第108号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕
なし

〔採決〕

議案第108号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
全会一致で原案は可決

⑨議案第109号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

〔分科会報告 10:06～10:06〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第109号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第109号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 : ~ : 〕

なし

〔採決〕

議案第109号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
全会一致で原案は可決

⑩議案第110号 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について

〔分科会報告 10:07～10:08〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第110号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げるべき質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第110号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 : ~ : 〕

なし

〔採決〕

議案第110号 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について
全会一致で原案は可決

⑪議案第111号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〔分科会報告 10:09～10:10〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第111号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、人事院勧告に基づいてやらなかった事例はあるのか、との質疑があり、当局から、例がない、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、お手盛り感はあるが、国の動きに合わせているので、しょうがないのではないかと、この意見が出され、他の委員から、物価高騰に関しては、社会の情勢であり、民間の給料も上がっている、上がっていないという両方の声があることも理解はしている。特別職を上げるべきではないというのは、また違う議論であり、妥当ではないかと、この意見が出されました。以上で討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第111号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 10:10～10:17〕

○大井正委員

反対の立場から討論する。

分科会報告にもあった、いわゆるお手盛り感。市当局が提案してくるほとんどに対しては、われわれ議員は、市民の代表ということで参画する。仮に、制度的に議員以外の市民の声が出せない制度があったとしても、議員が出ている、議員が質問できるというのが、最低限の市民参画になっている。議員の給与に関しては、市民代表われわれがいるからいいとは、言えないと思う。みずからの給料を行政当局が提案してくるので、これに関しては、制度的な問題があると思う。それを補填するために、特別職報酬等審議会というものがあるが、今回は、いわゆるボーナス部分だけだからいいじゃん、という話があったが、これではお手盛り感を市民からもたれかねない。

2つめは、現在の経済状況、必ずしもすべての市民が経済的に上向きを実感していない、むしろ経済的な困窮を訴える人も大勢いるなかで、市民の代表たる議員が、給与部分は据え置きとはいえ、ボーナス部分を先にあげるといえるのはいかがなものか。

実際には、4、50代の人が、専業でやった場合、子育てもしながらというのと、決して高い報酬ではないとは思いますが、まして、退職金や年金制度からはずされている立場としては、額そのものが高すぎるとは思わないが、制度上の問題と現在の経済情勢下における市民感情、これらを勘案したとき反対する。

○鈴木久裕委員

賛成の立場。

お手盛り感を感じる方もいるとは思いますが、先ほども言ったように、これを外した場合、このあとどうやってうち独自の基準を算定していくのか。方向が見えなくなる。

もし、大井委員の言うようにやりたいのなら、これはこれでやっておいて、新たに減額する条例を提案してもらうという方法もあるのかな。と思うので、これはこれでよろしいのかと。賛成。

○勝川志保子委員

反対の立場

議員の報酬自体が、市町によってさまざま。県内だと吉田町は、掛川の報酬の半分にも満たない。もともと基準としている額のところに一律の何かがあるわけではない。掛川市の報酬額は、全国的に見ても、額でみると平均くらい、順位で行くと上の方に位置している状況にある。市民はそういうところを見ながら市議会議員どうなんだと話をしていると思う。もともになる金額自体は、人勸に言われて、国から決められて定められた金額ではないので、我々の給与は、私たちが話し合いの中で決める

ことができる、そういうものだとして理解している。市民に納得していただける、これを考えたとき、議員の給料、報酬、を上げる期末手当が上がるといいますが、国民の中で納得していただけるということであるならば、一番最後になるのかなと思っている。子育てしながらということと大変な額であるとは思いますが、議員としての立場で、自分たちの意思で考えるべき。すごい迷ったけど、反対。国会においても議員給与については共産党は反対している。

〔採決〕

議案第111号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
賛成多数で原案は可決

⑫議案第112号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について

〔分科会報告 10:18～10:18〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第112号 について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第 112号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 10:18～10:20〕

○大井正委員

反対の立場から。

さきほどの議員報酬のところでも申し上げたことに加えて、掛川市長の給与は、近隣市町と比べてもそんなところにある。あせって上げる状況にはない。さらに問題は、このところ続いている不適切事務。掛川市及び関連団体において続出している。こういうさなかであって、行政トップの一時金を上げるのは市民感情的にもいかなものかと考える。反対。

〔採決〕

議案第112号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
賛成多数で原案は可決

⑬議案第113号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

〔分科会報告 10:20～10:20〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第 113号 について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第 113号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 10:20～10:22〕

○大井正委員

反対の立場から。

先の2件とは、異なる部分だけ発言する。

教職員の働き方が非常にブラックなものになっている。教職員は残業手当がつかないという状況にあるし、持ち帰り業務などを考えると、それこそ過労死ラインの働き方をしている。もちろん、教職員の給与体系は、市の教育長の権限外であり、県の査定。したがって、直接的な責任を負うものではないが、教育組織のトップたる教育長、その人が自ら働くよう指示している教職員のそういう状況下で、一時金を上げるのはいかがなものか。

〔採決〕

議案第113号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
賛成多数で原案は可決

⑭議案第114号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

〔分科会報告 10:22～10:24〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第114号 について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、今回の条例改正に先んずる組合との交渉の状況と、妥結の状況について質疑があり、当局から、改定にあたっては、10月に1回、11月に1回、組合との交渉をしている。10月の交渉の時点において、給与改定については、了解を得ている、との答弁がありました。委員から、給料表の改定について、今回の特徴について、質疑があり、当局から、すべての号給において引き上げているが、部長級より若年層を中心に引き上げ幅が厚いのが特徴である、との答弁がありました。委員から、定年前再任用短時間勤務職員のアップ率の確認と、本市の採用者について質疑があり、当局から、人事院勧告どおりで、今年度からスタートする制度で、来年の3月に定年前再任用短時間勤務職員を希望する人が対象となるため、現在はいない、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、組合と交渉をしっかりと行って、妥結しているということなので特に言うことはない、との意見が出されました。以上で討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第114号の原案は全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 ~〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 10:24～10:26〕

○勝川志保子委員

一般職の給与を上げていくということは、非常に大切なことだと思うので、賛成の立場。

給与表の在り方、これが、掛川市を魅力的に採用して仕事をし続けてもらえるような給与表になっているかどうか。この給与表の部分が、会計年度任用職員にも反映してくる。そういうところの論議をこれからもしていただきたい。特に組合が言わなかったから、ということではなくて、本当にこの給与でいいのかというところは、きちんと時間をかけながら考えていてもらいたい。補足質疑ができなかったの、そういうところを聞きたかった。きけないままの、そこ含め置き、今回は賛成する。

〔採決〕

議案第114号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について
全会一致で原案は可決

⑮議案第115号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

〔分科会報告 10:26～10:27〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第 115号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、改定の趣旨について、質疑があり、当局より、一般職の任期付き職員は、一般職ですので、人事院勧告に基づき改定するというで改正している、との答弁がありました。他の委員より、対象として考えられる職種について、質疑があり、当局より、今回の改定の対象となる「特定任期付き職員」は、掛川市には在籍しておらず、国の改定に基づいて制度や条件を整備している状況である。給料表の対象になる職員は、高度な知識と経験を持った職員ということになり、他市の例で言うと、医師や弁護士、公認会計士等が該当している、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第 115号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 : ~ : 〕

なし

〔採決〕

議案第115号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

全会一致で原案は可決

⑯議案第117号 掛川市・菊川市衛生施設組合理約の変更について

〔分科会報告 10:28～10:28〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第 1 1 7号について、環境産業 分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第 1 1 7号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 : ～ : 〕
なし

〔採決〕
議案第117号 掛川市・菊川市衛生施設組合理約の変更について
全会一致で原案は可決

⑰議案第118号 財産の減額貸付けについて

〔分科会報告 10:29～10:35〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第118号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、今回の物件は売却して管理を任せてしまうのであるから、指定管理よりも、より企業の自主性を尊重する形態になり、市の施策が反映しにくいのではないかという懸念が残るがいかがか、との質疑があり、当局から、委員の懸念については、プロポーザルで提出された事業計画書を着実に実行させていくことなどの仕組みづくりにより、担保していくことが必要だと考えている。これから運営協定の中で3者の連携体制を構築していく。市と原泉地区と東海ガスの3者で、定期的にモニタリングを含めて意見交換を行いながら、いかに民間活力を地域に落とし込むか。それについて行政は土所有者として、今後も関与し続ける、との答弁がありました。

さらに、委員から、今の答弁では、市の施策が今後の運営に活かせることが担保されるとは理解できない、との質疑があり、関連して、他の委員から、貸付料については実勢価格との当局の説明があり、要するに、そういう価格でしか周辺の取引がないということであり、実勢価格であれば適正と考えるほかない、との発言があり、当局から、土地賃貸料の算定根拠について、さらに説明すると、売買を前提とした鑑定評価額を不動産鑑定士が出している。4万4000平米をもし売却するのであれば5,474万円ほどの評価額になり、この評価額や期待利回り等を勘案し、不動産鑑定士が実勢価格として算出した金額がこの135万7千円になる、との答弁がありました。他の委員から、本会議の議案質疑の中で運営形態をこれまでの第3セクターから今回の民間譲渡に変えていく根拠が当局から説明されたが、前回の環境産業委員会で森林組合から、ならここの里の現在の運営形態の継続要請がなされている。現在まで担ってきた人に意欲があったと思っているが、議場でこの当局の説明は、そうは取れなかったがいかがか、との質疑があり、当局から、森林組合からの要望書提出以降、第3セクター森の都ならここの役員会、取締役会でもこの議論を継続してきている。先の役員会においても、第3セクターとして、解散の方向で進めていることは共有している。今回の議案に関連する、第3セクター森の都ならここの建物を掛川市に売却するというのも、森林組合の同席のもと、役員会で意思決定されている、との答弁があり、さらに、当局から、もともと譲渡の条件として、今の防災機能の継続、青少年健全育成や、小学校・中学校、学童保育所などが利用する自然体験などの市の施策については、協力いただくよう条件を附している。この条件に反した場合には返還を求めるという前提のもと貸し付けているなどから、担保できるものと考えている、との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、賛成の立場で、普通財産の算定額とは乖離があるようだが、公募時に賃貸料については、鑑定評価による新規正常賃料という表記もあり、実勢価格ということであり、適正な価格と判断してよいと考える、との意見が出され、他の委員から、反対の立場で、当局が説明したあくまで市の施設としての活用という方向性とは、相反する局面が必ずや出るであろうということと、地元の雇用対策や産業育成の視点で原泉の振興計画を立てているが、いくつか施策において民間譲渡による民間主導の運営とがしっくりこないという懸念を持っている、との意見が出されました。これに対して、他の委員から、土地については地域の方々の不安を払拭するために売却ではなくて、貸付を選択し、かつ価格については、先ほど言ったように鑑定評価をしているということもあるので問題ない、との意見が出され、他の委員からも賛成の立場として、契約の中に、地域としての思いなどの文言を入れ、地元への貢献について厳密なルール化を記載した内容で契約し運営する形を取れば良い、との意見が出されました。以上で、委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第118号の原案は、賛成多数で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報

告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 10:35~10:38〕

○勝川志保子委員

反対の立場で討論する。

民間譲渡というものが、この施設、中山間地の災害が多い。いったん、大雨が降った時は、ここへ行く道路が寸断されかねない。どんなリスクがあるのかわからない場所の譲渡。プロポーザルの内容を見ると、確かにいいことを言っているが、公共施設でなくしてしまっていていい施設なのか、どうしても納得いかない。

東海ガスの上、とうかいホールディングスさんちょっと不正をして事件を起こしていたりもする。企業は、企業として利潤が上がるということはやるけど、企業倫理、必ずしもすべてが、市民の側に立てるといふものとは、相反するものが出てきてしまうと考える。

これはするべきではない。

○鈴木久裕委員

先ほどの予算と同じ。反対。民間譲渡そのものに反対。

〔採決〕

議案第118号 財産の減額貸付けについて

賛成多数で原案は可決

⑩議案第119号 財産の処分について

〔分科会報告 10:38~10:40〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第119号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、本会議の議案質疑において回答があったが、3者で企画提案の公開については、確認をしていくということであったが、市としてはどのような考えがあるのか、との質疑があり、当局から、3者で協議し、公開できるものは公開していきたい、との答弁がありました。他の委員から、売買にあたって、不動産鑑定額でやるという合理性は理解するが、今回、売却する建物価格の総額を伺う、との質疑があり、当局から、市の財産台帳上の価格だが、令和3年度末において、1億4600万ほどとなっている、との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、施設利用に対して、ダイレクトに市民の考えが反映しにくくなるという懸念が残るので反対である、との意見が出され、他の委員から、賛成の立場で、地域の防災拠点だったり活性化であったり、非常に期待している、との意見が出されました。以上で、委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第119号の原案は、賛成多数で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕
なし

〔論点整理 : ~ : 〕
なし

〔討論 : ~ : 〕

○勝川志保子委員

反対の立場から討論する。

先ほどから、何度も申し上げているように、このならここの里民間譲渡そのものに反対している。この形での財産の処分は、行うべきではない。今まで通りのやり方を考えていくべき。

○鈴木久裕委員

活性化に期待しているという報告があったが、非常にショック。行政が指定管理をする中で、地元と三者でやってきて、十分ではなかったところがあるのなら、それを改善していくことが、行政の責務。そのうえで、中山間地域の振興を図っていくという議論をしながら、それを関して、チェックしていくことが、議会の役割である。行政の責務の放棄を非常に期待しているという議員がいるのはどうなのかと思う。

そもそも民間譲渡自体が反対なので、この議案も含め、一連の議案は反対。

〔採決〕

議案第119号 財産の処分について

賛成多数で原案は可決

〔休憩 10:43～10:49〕

⑱議案第122号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について

〔分科会報告 10:49～10:49〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第122号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第122号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑 : ~ : 〕

なし

〔論点整理 : ~ : 〕

なし

〔討論 : ~ : 〕

なし

〔採決〕

議案第122号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について

全会一致で原案は可決

⑳議案第123号 掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

〔分科会報告 10:50～10:52〕

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第123号について、文教厚生分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明ののち、質疑を求めたところ、委員から、国保年金課として、この減免は出産をしている人たちにとって、有効な減免であると考えているのか。との質疑があり、当局から、確かに、社会保険の方々に比べると少ないが、こういう制度が成立するということは、一步前進したということになると捉えている。との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、社会保険に比べ、国保は世帯の均等割や平等割がある状態で、非常に高い保険料である。減免自

体は良いことだが、国は平等割には手を付け、均等割はなくすかと思っていた。出産前後は仕事ができず、その世帯収入は下がる。産休の間は有給だったとしても、育休に入ったら更に収入が下がってしまう状況のなか、産休の間だけ少し減免し、育休からは元に戻すというのは冷たい。国保年金課の試算によると、50万円ほど国保税を払っている家庭でも、1万8,600円ほどの減免にしかならないとのことである。これでは、一歩（前進）にならないぐらいで、胸を張って条例改正したぞ、と言えず残念。減免には反対しないが、独自の減免策を考えていかなければ、自営業や農業者の方々が子ども産み育てながら国保税を払うのは、なかなか難しいと思う。との意見が出されました。以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第123号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

〔補足質疑　　：　～　：　〕
なし

〔論点整理　　：　～　：　〕
なし

〔討論　　　　：　～　：　〕
なし

〔採決〕
議案第123号　掛川市国民健康保険税条例の一部改正について
全会一致で原案は可決

②議案第124号　反訴の提起について

〔分科会報告　10:53～10:55〕

○環境産業分科会（窪野愛子）

議案第124号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。
当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、反訴の理由を読むと、時効取得は認めるけれども、市の土地も返して欲しいという意味でよろしいか、との質疑があり、当局から、基本的にはそれでよいが、実は応訴の方で時効取得を認めないとするを訴えなくてはいけない。本来、時効取得は、民法上で定められていて、あくまでも10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と他人のものを所有しているということを前提に認められるが、今回の土地は祖父から順次相続を経ていることから、本来であれば時効取得が認められないが、実際には当事者がお互いに当該土地の売買契約を認めているので、まずは、応訴の方では認めないが、反訴の方では、歩み寄ろうという形を取る方針である、との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、もちろん誤った部分については謝罪しなければならないが、市の土地は返していただくという手続き上の同意がないようなので、反訴はやむをえない、との意見が出されました。以上で、委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第124号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔補足質疑　　：　～　：　〕
なし

〔論点整理　　：　～　：　〕
なし

〔討論　　　　：　～　：　〕
なし

[採決]

議案第124号 反訴の提起について

全会一致で原案は可決

②議案第125号 財産の減額貸付けについて

[分科会報告 10:56～10:57]

○環境産業分科会（窪野愛子）

議案第125号について、環境産業分科会の審査の概要を、ご報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員から、減額貸付の相手方は、どのような事業をしているのか、との質疑があり、当局から、市内で自動車、バイクの修理をやっている会社だが、今回、主に手を挙げてくれたのは、菊川市の中内田地内に店をもっていて、果物、野菜、肥料などの卸しをやっている方がおり、この方が、株式会社LHIの一部門として入っている形態を取っている、との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第125号の原案は、全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、環境産業分科会報告といたします。

[補足質疑 : ~ :]

なし

[論点整理 : ~ :]

なし

[討論 10:57～11:02]

○勝川志保子委員

この議案については、補足質疑を求めたが、理事会で却下された。この分科会での討議を見ても、議案に賛成できるのかどうか判断できない。

南部振興のかなめになる施設であるサンサンファームであるが、これまでの経過を見ても、安定的な経営のハードルは高いのではないかと思っている。今回、減額貸し付けを行う。これで大丈夫かというところ。この企業が、本当に非常に大変な難しい経営を担うそういう経営手腕があって、持続可能にサンサンファームを経営できるのか。というところが疑問である。

地元の農産物の販売もしているということで、地元の生産者とのつながりであるとか、よこすかしとの、横須賀の産業を支えている、という意味からも本当にこれでいいのか判断できない状態。消極的反対、この委員会で賛成することができない。今回、反対。

○大井正委員

会派としておかしな話になるかもしれないが。理念は共有している。

我々は、商売の専門家ではないので、青写真を見たとき、これならこの企業も出品者も潤うだろうということに、確信を持つにいたるのはなかなか、作業量的に難しい。

突然、休止に追い込まれて途方に暮れている出品者のことを考えると、ここは、走りながら考えるという、市も伴走しながらうまく行くようにという選択肢もあるのではないか。ということで、消極的賛成をする。

○橋本勝弘委員

賛成。

掛川市の普通財産の貸し付け料については、比較的、経営実態とか、受け手側の実情を見ながら柔軟に対応していると思う。

今回、サンサンファームの例を受け、この経営上、この辺であれば、やっていけるんだろうと。通常の減免より、大きめに額をして貸し付けするというので、その算定についても問題ないと思う。

[採決]

議案第125号 財産の減額貸付けについて

賛成多数で原案は可決

3) 閉会中継続調査

4) 閉会 午前11時02分